

東地裁総第535号

令和7年3月17日

山中理司様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

令和6年12月23日付け（同月26日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733(ダイヤルイン)

司法行政文書開示請求書

令和6年12月23日

東京地方裁判所事務局総務課 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

弁当業者が東京地裁庁舎に立ち入ることができるのは、東京地裁の職員から具体的な弁当の注文を受けたときに限られていることが分かる文書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

